保存期間:10年

資 料 2

地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について

地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について

1. 自主行動計画のフォローアップの背景

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)抜粋

(京都議定書目標達成計画)

第8条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画(以下「京都議定書目標達成計画」という。)を定めなければならない。

2~4 (略)

京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)抜粋

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、(中略)<u>産業界の自主</u> 行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを 踏まえつつ、(中略)<u>その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、</u> 引き続き関係審議会等において定期的にフォローアップを行う。

〇 自主行動計画

- ▶ 地球温暖化の防止に取り組むため、各産業の業界団体が、自主的に二酸化炭素の排出量削減等の数値目標を設定し、この目標を達成するために必要な具体的な対策(省エネ設備の導入、運転管理の高度化、燃料転換等)を定めたもの。
- ▶ 日本経済団体連合会では、業界団体の自主行動計画を取りまとめた「経団連環境自主行動計画」を平成9年に策定・公表。
- ▶ 平成22年11月現在、ビール酒造組合など61団体・企業が参加。

2. 京都議定書目標達成計画の見直し・フォローアップの実施

京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針

(平成19年10月2日地球温暖化対策推進本部決定) 抜粋

1. 排出量の現状と既存対策の評価

(略)

2. 排出量の見通しと不足削減量

(略)

3. 今後の検討項目

(自主行動計画の推進)

未策定業種の計画策定

対象業種: ぱちんこ、ゲームセンター、信用組合、信用金庫、証券、学校、病院、 情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店、大規模展 示場、産業廃棄物処理、ペット小売り、新聞

数値目標の設定

対象業種:生保、通信、放送、外食、倉庫、バス、タクシー、港運、舟艇

・ 政府による厳格なフォローアップの実施

対象業種:銀行、生保、損保、<u>ビール酒造</u>、たばこ製造、製薬、生協、LPガス、 商社

・目標引き上げ

対象業種:食品製造、化学、石油、セメント、トラック、住宅生産

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定(閣議決定))抜粋

※ 「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」を受けて閣議決定されたもの。

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、こうした自主行動計画の目標が達成されるべく、産業界がエネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善等の排出量を抑制する努力を進めていくことが極めて重要である。そのため、産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、社会的要請にこたえる観点から、

- ①計画を策定していない業種においては、新規に策定する
- ②計画の目標が定性的である業種は、目標を定量化する
- ③計画については、政府による厳格な評価・検証を実施する
- ④既に現状が目標を超過している場合には、目標の引き上げを行う

とともに、日本経団連環境自主行動計画の目標が十分に達成され、また、個別業種が自らの自主的な目標達成に向けて積極的に取り組むことが奨励される。

以下に掲げる業種については、関係各省庁は、今後速やかに、所管業種に対する以下の働きかけを強化する。

①計画の新規策定

(ぱちんこ、ゲームセンター、証券、病院、大規模展示場)

- ②定性的目標の定量化
 - (信用金庫、信用組合、外食)
- ③政府による厳格な評価・検証の実施 ※2008年3月末時点で該当業種なし
- ④目標水準を現時点で超過している業種に係る目標引き上げ
 - (※は原単位目標の業種)

(ビール酒造、たばこ製造、植物油※、精糖、食肉加工品※、即席食品※、醤油、自動車、鉱業※、石灰製造、染色、アルミ※、板硝子、ガラスびん、建設機械※、石灰石鉱業※、衛生設備機器、建設※、鉄道車輌※、百貨店※、DIY※、チェーンドラッグストア※、ホテル※、自動車整備、産業廃棄物処理、石油※、ガス、特定規模電気事業者※)

政府としては、こうした自主行動計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が 向上するよう、自主行動計画の評価・検証制度として、関係審議会等による定期 的なフォローアップの実行を進める。

3. 参考

